

文化財保護推進員について

1 文化財保護推進員制度の目的

各地域における文化財、文化財説明板等を巡回し、実態・破損などの状況を調査し、現状を把握するとともに、巡回によって文化財を見まわる目があることを周囲に認識させ、文化財、文化財説明板等の破損などを防ぐことを目的とする。

2 文化財保護推進員制度の沿革

- ・昭和58年、文化財パトロール員として発足
- ・平成5年、文化財保護推進員と名称を変え、従来の文化財、説明板や標柱等の破損状況等の調査に加え、地域の文化財の保護と活用に協力していく制度としてスタート
- ・人数12名

※1「パトロール員制度」のときは、12地区に分けて各地区2名で、24名の方に委嘱していたが、平成5年の「推進員制度」に改正の際に13地区として、各地区1名の12名（湘南台・六会で1地区担当）の方に委嘱している。

3 文化財保護推進員の職務

地域にある文化財及び文化財説明板等の巡回監視と、実態調査による現地状況の報告。

(1) 巡回調査の対象

- | | |
|---------------|-------|
| ・ 指定文化財 | 140 件 |
| ・ 文化財説明板 | 81 件 |
| ・ 標柱 | 14 件 |
| ・ ハイキングコース案内板 | 12 件 |
| ・ 古今東西 | 4 件 |
| ・ ふるさとまっぴ案内板 | 8 件 |
| ・ ふるさとまっぴ説明板 | 15 件 |

(2) 調査・報告方法

担当地区の文化財及び文化財説明板等の調査結果を、次のとおり所定の報告書で提出する。

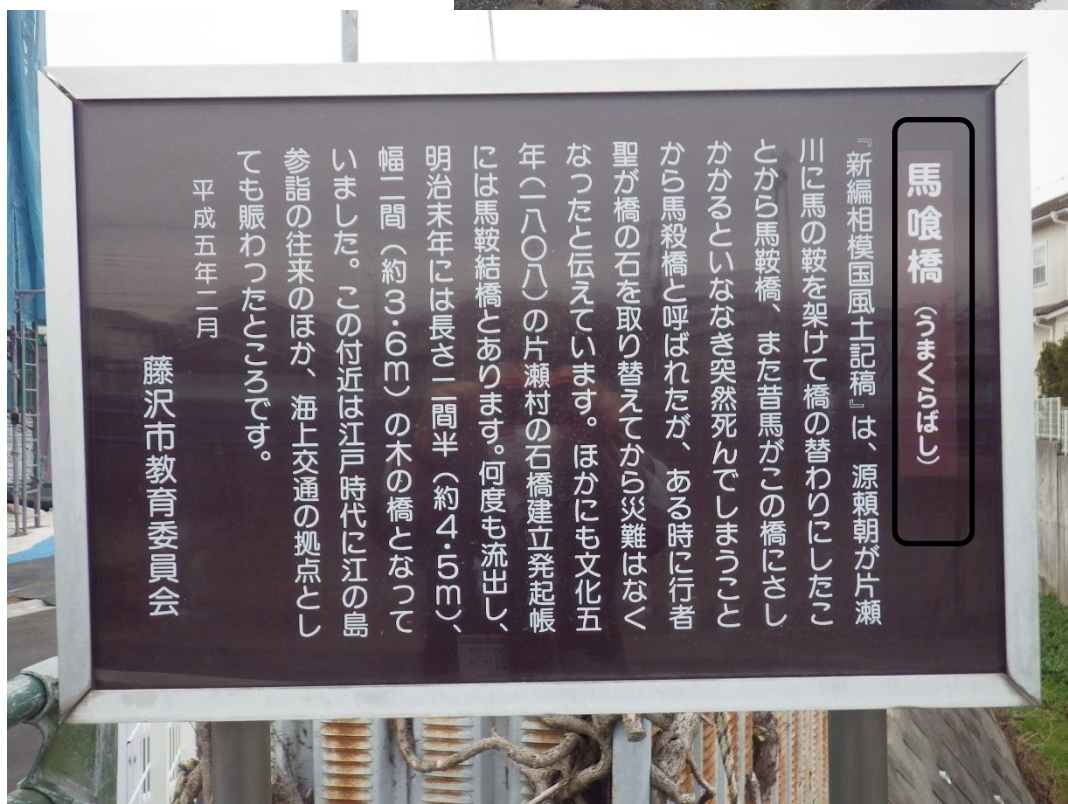
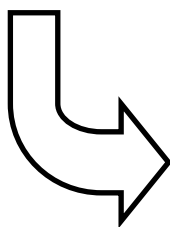
- ① 説明板等設置状況調査報告書で、文化財説明板、標柱、ハイキングコース案内板、古今東西、ふるさとまっぴ案内板・説明板の調査結果を報告する。
- ② 文化財巡回調査報告書で、指定文化財の調査結果を報告
- ③ 巡回は2ヶ月に1回程度、報告書の提出は上期9月末日・下期3月末日
- ④ 台風通過後等の破損発見時など緊急の場合は随時報告する。

以 上

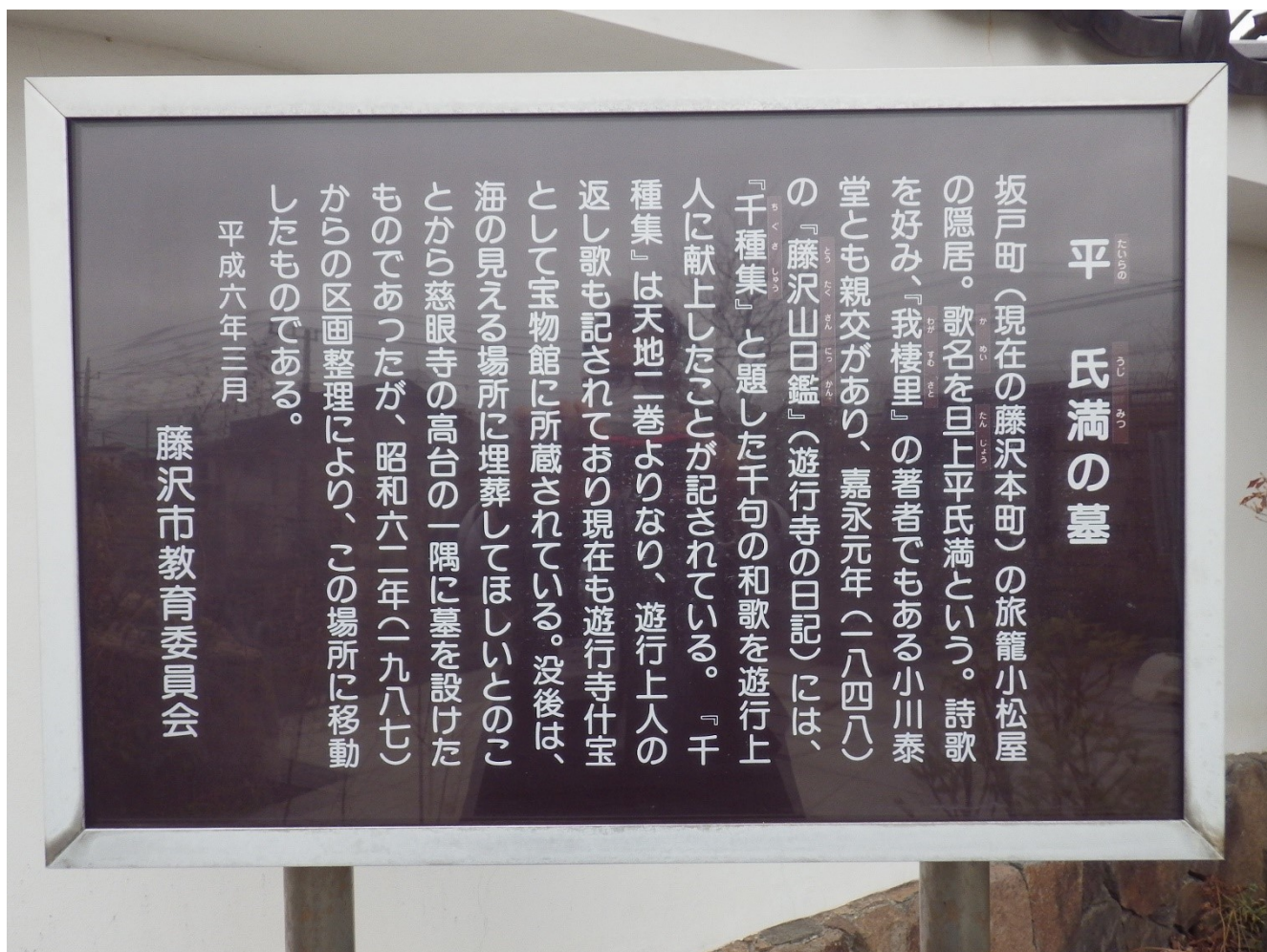
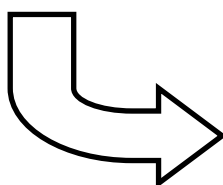
4 文化財説明板「馬喰橋（うまくらばし）」片瀬1丁目 境川東側



2021年12月
橋の欄干に再設置



2022年3月
板面を一部補修





藤沢市文化財保護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財の適正な保存と活用を図り、市民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の発展に貢献するため、文化財保護推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 推進員の職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する文化財等（以下「文化財」という。）の状況把握のため巡回調査を原則として2か月に1回実施するものとする。調査時において、文化財及び文化財説明板等の損傷又は紛失を発見したときは、速やかに藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に所定の用紙で報告するものとする。
- (2) 会議を年2回程度必要に応じて実施し、会議では所定の用紙で巡回調査の結果を報告するものとする。
- (3) 文化財の保護・活用のため、必要に応じて活動を行うものとする。

(要件)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる要件を充たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること
- (2) 文化財に関心があり、豊かな知識、経験を有する者であること。

(定数)

第4条 推進員の定数は15名以内とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、推進員に欠員が生じたときの補欠推進員の任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第6条 推進員は、第3条に定める要件を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(謝礼)

第7条 謝礼は予算の範囲内で年1回支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成 5年7月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

以 上